

【LPガス充填所災害時通報要領】

本要領については、大規模災害が発生し充填所の被害を把握し、経済産業省において石油の備蓄の確保等に関する法律(以下、「石油備蓄法」という。)第33条第1項に基づく「災害時石油ガス供給連携計画」の実施の勧告文を発出する際の資料として定めるものである。

都道府県の充填所(石油備蓄法によって指定されている「中核充填所」及び、その他の充填所を「一般充填所」という。また、一般充填所は都道府県協会の会員のみとする。)は、下記の災害が発生した時は可及的速やかに状況を通報する。

1. 中核充填所の対応

地震

中核充填所の所在地(市区町村)にて「震度5強」以上の地震が発生時した場合は、様式に基づきメール等にて速報として経産省石油流通課及び都道府県協会へ被害状況を通報する。

ただし、「震度5弱」以下において被害があった場合は、様式に基づきメール等にて速報として経産省石油流通課及び都道府県協会へ被害状況を通報する。

また、報告した後、被害状況が変化した場合は、随時通報する。

風水害・雪害・津波等

通報判断の条件を数値的に取り決める事が出来ないことから、被害があった場合は、様式に基づきメール等にて速報として経産省石油流通課及び都道府県協会へ被害状況を通報する。

また、報告した後、被害状況が変化した場合は、随時通報する。

2. 一般充填所の対応

地震

被害があった場合は、様式に基づき同様の報告をメール等にて速報として都道府県協会へ被害状況を通報する。

また、報告した後、被害状況が変化した場合は、随時通報する。

風水害・雪害・津波等

通報判断の条件を数値的に取り決める事が出来ないことから、被害があった場合は、様式に基づき同様の報告をメール等にて速報として都道府県協会へ被害状況を通報する。

また、報告した後、被害状況が変化した場合は、随時通報する。

3. 通報(報告)方法と宛先

①中核充填所の対応

「LPGガス中核充填所被災状況報告書(様式1)」においてメール等にて経産省石油流通課及び都道府県協会へ通報する。

②一般充填所の対応

「LPGガス充填所被災状況報告書(様式2)」においてメール等にて都道府県協会へ通報する。

③都道府県協会の対応

地震及び風水害・雪害・津波等の災害が発生し、中核充填所及び一般充填所からの報告(様式1・2)を取りまとめ、速やかに全L協へ被害状況を通報する。

④全L協

都道府県協会からの報告を取りまとめ、速やかに経産省石油流通課へ被害状況を通報する。

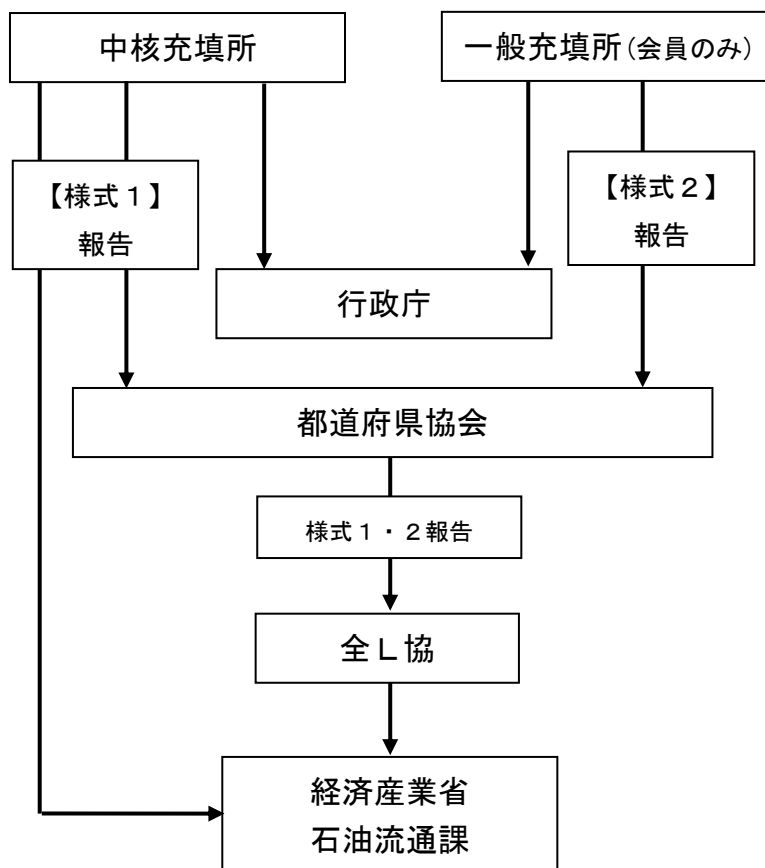
⑤通報先

- ・ 経済産業省 石油流通課 TEL:03-3501-1320 FAX:03-3501-1837
中核 石油ガス供給連携計画 ANRE-LPG@meti.go.jp
※ 報告は、メールにてお願いいたします。
- ・ (一社)山形県LPGガス協会 TEL:023-623-8364 FAX: 023-632-7214
info@yamagatalpg.jp
- ・ (一社)全国LPGガス協会 03-3593-3500
石油ガス供給連携計画 chukaku@japanlpg.or.jp

4. 実施時期

この要領は、中核充填所が平成29年3月1日から実施し、一般充填所は平成29年4月1日から実施する。

《参考》通報体制



以上

【L P ガス充填所災害時通報要領】 通報体制について

標記につきましては、(一社) 全国 L P ガス協会及び(一社) 山形県 L P ガス協会が災害が発生した際に充填所の被害状況を把握し、経済産業省石油流通課等へ通報する際の通報体制につきまして、以下の体制でお願いいたします。

また、本要領は、適時見直しを行い改善してまいりますので、ご意見等ございましたら県協会までお寄せいただきますようお願いいたします。

通報運用

「災害が発生した時は可及的速やかに状況を通報する。」となっておりますが、災害が発生した場合は、以下の体制で通報をお願いします。

- 平日(日中) 発災後、2～3 時間以内に通報(報告)
- 平日(夜間) 発災後、翌日午前中までに通報(報告)
- 休日(日中) 発災後、2～3 時間以内に通報(報告)
- 休日(夜間) 発災後、翌日午前中までに通報(報告)

※なお、災害が発生し避難する場合は、この運用は行わず避難すること。後に、避難解除が行われた後に、被害の報告を行うこととする。

※お願い

- ・ 経済産業省石油流通課への報告は、メールにてお願いいたします。